

印西市立本埜中学校

# 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

児童等の尊厳を保持するため、いじめ等の防止（早期発見）のための基本理念を定め、基本的な方針の策定について定めるとともにいじめの防止の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として本法律が平成25年6月28日に公布され、9月28日に施行されることとなった。

これを受け、本校のいじめ防止のための基本方針を策定するものである。

### (1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## (2) 基本理念

### いじめ防止対策推進法 第3条

- ①学校の内外を問わずいじめが行われなくなること
- ②いじめの問題に対する児童等の理解を深めること
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが重要であること

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。そして、当該生については3ヶ月の見守り期間を経て、聞き取りを行い、何もなければ解除とする。

## 2 学校及び学校職員の責務

### (1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

### (2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために

以下を重点として、対策を進める。

①いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 生徒の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。
- ・ L G B T Q について正しい知識や理解し、学校における平等な社会の実現に務める。

②早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。

③適切な対応

- ・ いじめ発見の際には、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。

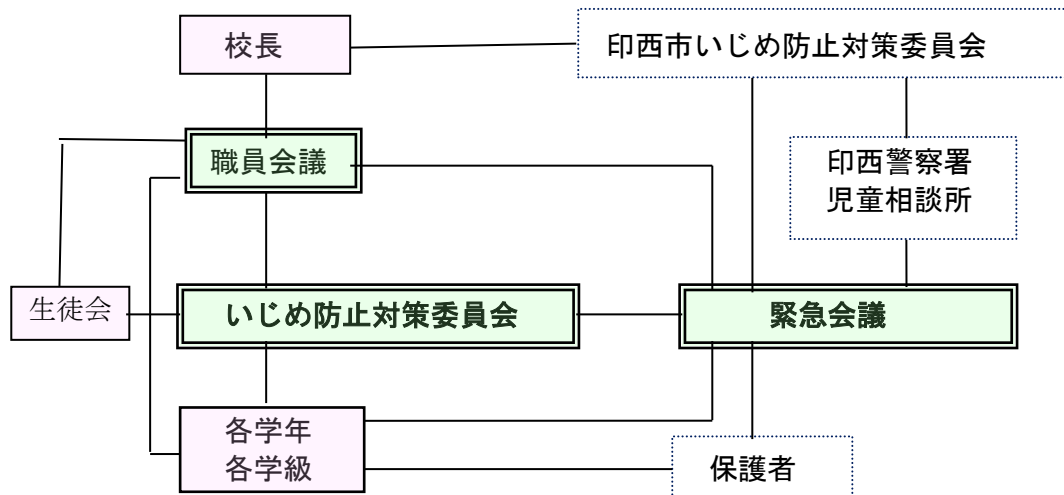
- ④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、計画的な学習・指導を行う。

- ⑤重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

### 3 いじめ防止の組織

学校に、「いじめ防止対策委員会」「職員会議」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



※本校においては「いじめ防止対策委員会」は生徒指導部会委員が兼ねる。

#### (1) 「いじめ防止対策委員会」

＜校長・教頭・生徒指導主事（教育相談担当 ※本校は生徒指導主事が兼任する）・担任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

※発生時には、当該学年主任、部活動顧問等も入る＞

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

#### (2) 「緊急会議」＜ 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員，

保護者代表，所轄警察，学校医，印西市教育委員会指導主事等＞

重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

## 4 中心組織の役割について

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。※本校は生徒指導部会が兼ねる。

#### 【委員会の構成員】

校長，教頭，生徒指導主事（教育相談担当兼任），学級担任

特別支援教育コーディネーター，養護教諭，スクールカウンセラー

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  
（アンケート調査内容の検討，教育相談計画，情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  
（事実関係聴取，対応の具体的手順・検討・決定 　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

### (3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

毎週金曜日に行われる生徒指導部会で情報を交換し、「いじめ」と思われる案件があった場合，必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催する。

## 5 基本的施策

### (1) いじめを未然に防止する

#### ①生徒指導の基本方針におけるいじめ防止対策の展開

『「心の教育」の一層の充実を期して、積極的な生徒指導の推進に努める』を主題とする。

生徒指導体制においていじめの防止に努める。

【生徒指導の基本指針】(詳細は「生徒指導の基本方針」参照)

- ・ 発達に即した子ども理解と生徒指導
- ・ 教育相談を重視した生徒指導の推進
- ・ 豊かな人間関係づくりの推進
- ・ 生徒指導の機能を重視した授業の展開
- ・ 家庭、地域社会及び関係機関等との連携の促進

#### ②いじめを許さない環境づくり

全職員が常にいじめもしくはいじめにつながる行為言動を許さない、また、相談に応じる姿勢を生徒に示す。

#### ③道徳教育の充実

道徳の全体計画(4月、9月にいじめ防止に向けた題材を行う)に基づき、道徳の授業の計画的な実践を行うとともに、各教科領域における道徳的価値を踏まえた指導を行うことで、豊かな心の醸成を図る。

#### ④人権教育の充実・インターネットを通じたいじめ対策の充実

人権教育の全体計画をもとに、人権意識を各場面で高めるよう指導していく。また、人権週間にあわせて、人権に関する全校での一斉の取り組みを行う。

また、インターネットの安全安心な活用法(ネットによるいじめの理解・対

策)等についての講演会を実施し、生徒・保護者への啓蒙活動を行う。

#### ⑤体験活動の充実

心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえたうえで、各学年・各行事における体験活動の充実を図る。

#### ⑥保護者・地域住民との連携

いじめ防止の重要性の理解を深める啓発活動や話し合い活動を、PTAの集会時や民生委員・学校評議員の会議の際に積極的に行う。また、期末保護者会等を有効に活用する。

#### ⑦学級だより・学年だより・学校だより・文書等の活用

各種学校からの手紙類を活用し、情報の発信と啓発活動を行う。

#### ⑧相談ポスト・お手紙カウンセリングの活用

学校の相談ポストやカウンセラーのお手紙カウンセリングについて有効活用が図れるよう担任等から随時情報発信する。

#### ⑨教育相談の充実

定期教育相談・スクールカウンセラーとの教育相談（面談）を充実させ、子どもたちの心に向かう体制づくりを行う。

#### ⑩学級経営の充実

生活ノートでの生徒とのコミュニケーション、普段からの人間関係作りを積極的に行う。

#### ⑪生徒会活動におけるいじめ撲滅キャンペーン等の実施

#### ⑫職員の研修の充実

授業改善・教育相談・いじめの理解や防止・関係機関との連携等についての研修を行う。

## (2) いじめを早期に発見する

### ① 生徒指導部会の定期開催

生徒指導部会を組織し、週一回の生徒指導部会において生徒の細かな状況について共通理解を図り、気になる生徒については特に細かな情報交換を行う。また、それをサーバー内にまとめ、全職員へ周知する。

### ② 定期教育相談の実施

教育相談のための質問用紙のいじめの項目における状況のチェックとそれを受けた教育相談を充実させ、生徒の変化等に敏感に対応できるようにする。また、スクールカウンセラーとの全員面談についてもできるだけ早めに実施するよう日程調整を行う。さらに、必要と考えられる場合は、その都度教育相談やスクールカウンセラーとの面談を行う。

- 1) 早期の全学年生徒全員とスクールカウンセラーとの面談
- 2) 5月、10月、2月の定期教育相談の実施及びいじめに関する聞き取り調査

### ③ 定期いじめ調査の実施

教育相談とは別に、定期的にいじめに関する質問用紙を配付し、実態把握を行う。

- 1) 生徒対象いじめアンケート調査 年11回（8月を除く）

※アンケート集約後、「いじめ対策防止委員会」で確認、対応を検討

- 2) 保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月、12月（保護者面談にて）、2月）

### ④ 相談ポスト・お手紙カウンセリングの利用（SC 室前）

情報が入った場合、迅速に情報を共有する。

### ⑤ 組織の編成

上記生徒指導部会（教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカ



ウンセラー)を置き、生徒指導全般およびいじめの問題について定期的に情報交換を行うとともに、いじめが想定される場合は、いじめ対策委員会(校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・該当担任又は顧問等)を編成する。

### (3) いじめへの対応

#### いじめ情報のキャッチ

- ・ いじめを認知した場合は、次のように迅速に情報を伝える。  
**いじめ認知者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長**
- ・ いじめの認知をした時点で「いじめ防止対策委員会(生徒指導部会)」を招集する。
- ・ 被害生徒からの聞き取りを行い、事実確認とともに生徒の心に寄り添う形で安心感を与える。

#### 正確な実態把握

- ・ 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、記録する。
- ・ アンケート調査などが必要な場合は、適切な時間と場面を設定し正確な調査を行う。

#### 指導体制、方針決定

- ・ 情報を整理する。
- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会、関係機関との連携を図る。→窓口：教頭

#### 生徒への指導・支援

- ・ いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・ いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。
- ・ 必要に応じて、傍観者にも指導を行う。

#### 保護者との連携

- ・ 直接会って、状況説明、学校として生徒を守ることと、対応の方針について理解を求める。
- ・ いじめた側の保護者への説明・助言を行うとともに指導方針に対して共通理解を求める。
- ・ いじめの事実について正確に伝わるようにし、誤解を生まないように配慮する。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

## 今後の対応

- ・ いじめた、いじめられた生徒双方をケアする。継続した教育相談やスクールカウンセラーや養護教諭等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 担任（顧問）等は経過の報告と指導を継続・指導記録を記入する。
- ・ 新たないじめを防止し、いじめを許さない、傍観を許さない環境作り。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・ 関係機関（教育委員会・学校警察連絡協議会・児童相談所・医療機関等との連携を強化していく。

## いじめ発見時の緊急対応

### 発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

### 情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

### 管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員での素早く、正確な事実関係の把握をし、対応する。

## (4) 関係機関との連携

### ① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，教育相談体制の充実が必要ないじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西市教育委員会と連携して対処する。

### ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署等と連携して対処する。

### ③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

### ④ その他

その他，必要に応じて相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性，拡散性，匿名性等の特性を踏まえ，生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるようにする。

### ① ネットいじめに関する教職員研修の充実印西市教育委員会との連携

### ② 生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み，計画的に実施する。

### ③ 保護者への啓発活動として，PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

## 7 重大事態（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

### (1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ問題対策連絡協議会」）に速やかに報告する。

### (2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。出席者は校長、教頭、生徒指導、各学年主任、養護、スクールカウンセラーとする。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

### (3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。※「緊急会議」のメンバーは3—(3)参照

### (4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

生徒や保護者の所見を希望により、添える。

### (6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

### (7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

## 8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

## いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめ防止対策に係る共通理解 いじめアンケート	学級開き・人間関係づくり・学級 ルールづくり 生活相談窓口の周知 いじめに関する授業（道徳）	保護者へのいじめ対策についての 説明と啓発（PTA総会,学級懇談会） 生活相談窓口の周知
5月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめアンケート 教育相談（アンケート実施）	行事を通じた人間関係づくり （生徒総会） 教育相談の実施	
6月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめアンケート	行事を通じた人間関係づくり （3年修学旅行） いじめに関する授業（道徳）	
7月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめアンケート 「学校いじめ防止基本方針」の確認 見直し	いじめ防止教育（防犯教室）	学校評価（いじめを含む）の実施 と分析 保護者とのいじめ対策と情報交換 （学期末保護者会）
9月	いじめ防止対策委員会・定例会議 夏休み中の生徒の様子についての 情報交換 いじめアンケート	人間関係づくり・学級のルールの 確認（学期始めとして） 行事を通じた人間関係づくり （人権集会・パラアスリート講 演・体育祭） いじめに関する授業（道徳）	保護者とのいじめ対策と情報交換 （体育祭）
10月	いじめ防止対策委員会・定例会議 教育相談（アンケート実施） いじめアンケート	行事を通じた人間関係づくり （本埜音楽発表会・さわやかハ ートフルコンサート・1・2年校外学習） 教育相談の実施	保護者とのいじめ対策と情報交換 （音楽祭）
11月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめアンケート	行事を通じた人間関係づくり （2年職場体験学習）	
12月	いじめ防止対策委員会・定例会議 いじめアンケート	人権週間 人権教育 教育相談の実施	保護者とのいじめ対策と情報交換 （保護者面談）
1月	いじめ防止対策委員会・定例会議 冬休み中の生徒の様子についての情 報交換 教育相談（アンケート実施） いじめアンケート	人間関係づくり・学級のルールの 確認（学期始めとして） 行事を通じた人間関係づくり （1・2年キャリア教育） 教育相談の実施	保護者へのいじめ対策についての 説明と啓発・生活相談窓口の周知 （新入生保護者説明会）
2月	いじめ防止対策委員会・定例会議 教育相談（アンケート実施） いじめアンケート	教育相談の実施	学校評価（いじめを含む）の実施 と分析
3月	いじめ防止対策委員会・定例会議 本埜中学校区小中連絡会議情報連携 いじめアンケート 「学校いじめ防止基本方針」見直し 記録の整理,進級する学年への引き 継ぎ情報の作成	行事を通じた人間関係づくり （予餞会）	保護者とのいじめ対策と情報交換 （学期末保護者会）